

伝言板

※定員の表記がないものは先着順。5月12日時点の情報を掲載しています。開催状況は各主催者へお問い合わせください。

催し (日付順)

パソコンまたはスマホで！オンラインでヨガ体験！お家で簡単ヨガ！ ▼①6月3日(水) ②6月12日(金)午前10時30分(日程相談可) ▼イルチブレインヨガ石橋 ▼各1人 ▼同所 ☎762・7507

体が硬い人の為のヨガ ▼6月①4日(木)②11日(木)③18日(木)午後1時30分～2時30分 ▼城南会館 ▼体が硬い方、シニアの方も安心して行える ▼8000円 ▼前日までに陸山 ☎090・433006・92991

高齢者の転倒予防体操 ▼6月①9日②23日(火)午前10時～正午 ▼そんばち組合員センター ▼全身ストレッチ体操と下半身の筋力アップ体操など ▼前日までに事務局 ☎06・6840・7601

高齢者のスマートフォン教室 ▼6月①11日②25日(休)午前10時～正午 ▼そんばち組合員センター ▼スマートフォンの使い方を覚えよう、これから始める方歓迎 ▼60歳以上 ▼前日までに事務局 ☎06・6840・7601

陶芸体験教室 ▼6月13・27日(土)午後1時30分～3時 ▼カルチャープラザ ▼エプロン ▼小学生以上 ▼池田市陶芸協会 ☎761・6132

ロイヤルダンスパーティー ▼6月14日(日)正午～午後4時40分 ▼市民文化会館 ▼1000円 ▼潮崎 ☎090・6736・2888

池田郷土史学会月例会 ▼6月14日(日)午後1時30分～3時 ▼コミュニティセンター ▼作家・秋吉好氏による「田中桐江と池田」 ▼松本 ☎794・6667

大人のおり紙 ▼6月18日(木)午後1時30分～3時30分 ▼五月山児童文化センター ▼すかしゆり ▼10人 ▼6月3日(水)から ▼同センター ☎752・63001

個祐世講演会「もっと生きたかったのに」 ▼6月20日(土)午後2時～4時 ▼豊中駅すてっぷ5階 ▼生きたいのに生きられなかった事情背景をふまえて ▼植村 ☎080・38858・29554

フラダンス一日体験 ▼6月20日(土)午後3時～4時 ▼いしほし寺子屋 ▼癒やしの音楽にのって独身時代のくひれを！ ▼8000円 ▼前日までに摩耶 ☎090・3050・62888

不用園芸用土の回収不用花木の交換会 ▼6月①21日(日)②24日(水)午前9時～10時 ▼①市民文化会館駐車場②辻ヶ池公園(雨天中止) ▼緊急事態宣言発令中は中止 ▼西垣 ☎080・53302・7643

世界の歌をうたいましょ ▼第2・4金曜日 ▼午後1時30分～2時30分 ▼いしほし寺子屋 ▼10000円 ▼石橋商店会事務所 ☎761・1576



令和2年度伝言板 申込締切日

掲載号	原稿締切予定日
8月号	6月19日(金)
9月号	7月14日(火)
10月号	8月18日(火)
11月号	9月18日(金)
12月号	10月19日(月)
1月号	11月17日(火)



広報いけだ「伝言板」掲載申込規定

○掲載のための条件

原則として、市内在住・在勤・在学の方を対象とする会員募集、催しの案内などであること

○掲載できない内容

1. 営利につながる、または該当すると判断された場合
2. 政治、宗教活動につながる、または該当すると判断された場合
3. 会員相互の連絡や会員のみを対象とする集いなどの催し
4. 同一内容の複数号の掲載
5. 開催日や申し込み開始日、締め切りが発行月の1日となっているもの
6. 以前の掲載により市民とトラブルとなったり、虚偽の記載や不正な申し込みなどが判明した依頼者や団体からの掲載依頼
7. 公序良俗に反すると判断された場合
8. 求人、求職に関する場合
9. その他、広報シティブロモーション課で掲載することが不適当と判断された場合

○申込方法

1. 原稿は原則として「広報いけだ伝言板掲載申込書」により、郵送か持参、ファクスまたは市ホームページ内の伝言板メールフォームで行ってください。ファクスの申し込みの場合は送信後広報シティブロモーション課に連絡してください。連絡のない場合は無効になります
2. 同一内容の会員募集は原則として6カ月に1回での掲載となります
3. 原稿は所定の「広報いけだ伝言板掲載申込書」で申し込んでください。メールの場合はホームページ内の伝言板メールフォームに従って送ってください。所定の様式以外では申し込みは受け付けできません
4. 原稿の締め切りは発行月の前々月の20日前後です。締切日は、「広報いけだ伝言板」のページに記載しています
5. 掲載に伴う応募・参加者に対しては責任を持って対応してください
6. 掲載申込後、広報シティブロモーション課から校正の連絡を行います。校正責任者が異なる場合はその連絡先をご記入ください。校正ができない場合は掲載しません
7. 校正方法については、来庁しての確認かファクス、メールでの確認となり、電話での確認はできません
8. 誌面に限りがあるため、受け付けた原稿はスペースや体裁に合わせて広報担当者が修正する場合があります。期日に余裕があれば次月号に先送りする場合があります。また異なるグループでも内容が類似している記事については一つにまとめさせていただくことがあります
9. 掲載した内容は池田市ホームページ(広報いけだPDF版)にも掲載します
10. 原稿は1回につき、1枚提出してください。複数月にわたる原稿は受け付けることができません

○申し込みが多数となった場合

- 下記優先順位上位のものから掲載、申し込み多数の場合は抽選
- ①市内で無料開催のもの
 - ②市内で有料開催のもの
 - ③市外で無料開催のもの
 - ④市外で有料開催のもの